

相続税の物納財産収納後の手続等に関する省令の一部を改正する省令要旨

- 1 日本工業規格が日本産業規格に名称変更されることに伴い、所要の規定の整備を行うこととする。
- 2 この省令は、平成31年7月1日から施行することとする。(附則関係)